

進路だより

佐賀県立唐津特別支援学校 進路指導部

令和4年 6月24日

No. 2



唐特ホームページ

前期就業・施設体験について

6月7日（火）～17日（金）の2週間（9日間）、高等部3年生とアクティブコースの生徒が前期就業・施設体験に取り組みました。特に3年生にとっては、卒業後の進路を決定していく上で大事な体験です。今回の体験についてご家庭でもお話をされ、本人がどう感じたか、率直な気持ちを聞き取っていただきたいです。今後は、保護者のご意向も踏まえながら、担任ともご相談の上、11月の後期就業・施設体験の体験先決定→卒後の進路先決定へと進んでいただきたいと思います。

6月28日（火）には、報告会があります。お時間がありましたら、保護者の皆様もぜひご参観ください。※体育館（10：00～10：50）

※報告会后、「保護者対象進路学習会」（11：00～11：30）を実施予定です。

前期就業・施設体験先

○トライアル唐津中原店 ○ヤマキ製菓株式会社 ○A v a i l唐津店 ○デイサービス桃の木
○就労継続支援A型事業所 虹のかがやき ○ドラッグストアモリ多久店 ○サカセル
○ユニバーサルソラシドジャパン ○夢キッズちとせ ○愛の木 就労継続支援事業所
○イエローキッチン ○肥前産業 ○おうち太陽社 ○グッドライフ ○株式会社fineすまいる
○しまむら唐津店 ○からつ学園すまいる ○ほのぼの横丁（のんびらあと）

同窓会総会が開催されました！

5月14日（土）、第22回体育祭が開催されました。前日からの雨でグラウンドの状態が悪く、体育館での開催となりました。残念ながら、同窓生の皆様にご案内していた同窓会競技（玉入れ）は実施できませんでしたが、3年ぶりに同窓生に参観していただくことができたことは、大変喜ばしいことでした。

体育祭後の第21回同窓会総会にも20余名の参加をいただき、会を進めることができました。令和4年度同窓会役員については、新役員が決定しました。長く同窓会会長を務めてくださった前会長様には、大変お世話になりました。どうもありがとうございました。また、新役員の皆様には、今後ともよろしくお願ひいたします。



参加された皆さんに、近況報告をしていただきました。

それぞれに頑張られている様子が伝わってきました。

作業学習がんばっています！

6月22日（水）の「からとく夢いちば」（販売会）に向けて、中学部・高等部の生徒たちは、各班での作業学習に取り組んでいます。現在、中学部では、レザークラフト班・ソーイング班・クラフト班の3班、高等部では、農芸班・窯業班・木工班・被服班・紙工班・アクティブ班（レザークラフト）の6班があります。

4月当初の高等部全体オリエンテーションでは、作業学習を行う目的は、「働く力」・「生活する力」を身に付け、卒業後の働く生活につなげることである、との説明がありました。作業学習で取り組む活動・内容は、各作業班によって違いますが、本校卒業後を見据えた進路指導の視点からも学びを深めてほしいと思います。

作業学習では、質の良い製品（作物）を作ることができるように、技術力を高めることはもちろん大事なことです。しかし、ただ単に技術力のみを高めればいいのではなく、作業学習全般を通して、担当の先生や同じ班の仲間たち、販売会でのお客様との対応などからコミュニケーション能力も高めてほしいと思います。

中学部・高等部合わせて、作業学習を通してさまざまなことを学ぶことができる期間が6年間あります。生徒それぞれのペースで、卒業までに必要な力を身に付けたいですね。生徒たちの能力・魅力をたくさん引き出せるように、日々の成長を学校とご家庭であたたかく見守っていただけたらと思います。



民法改正で、成年年齢が18歳に。



令和4年4月1日（金）から、成年年齢が18歳に引き下げられました。これは明治時代以来の「大人」の定義を変える改革と言われています。4月当初のニュースなどで、若者の消費者トラブル増加などを懸念する話題がよく取り上げられていました。

今回の成年年齢引き下げにより、「親権」が失われる時期が前倒しになることが、障害のある子の今後にどのような影響を与えるのか気になるところです。成人すると「親権」が失われ、例えば、預金の契約、財産の相続などに本人が意思を示すことが必要になります。

障害が重く、契約内容の理解や意思表示が難しい場合、成年後見制度の利用が必要になる場合があります。子が未成年であれば、親が「親権」に基づいて、親が子を代理して任意後見契約を結ぶことができると言われていますが、この方法については専門家の意見が分かれることがあるようです。実際に手続きを進める場合には、このような分野に詳しい専門家の意見を聞き、制度を利用するにあたってのメリット・デメリット等について十分に納得したうえで、手続きを進める必要があるようです。